

第4回「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会
会議録 (概要)

- 1 日 時 令和4年12月23日(金) 午後1時30分から午後2時40分まで
- 2 場 所 三条市役所三条庁舎 2階 大会議室
- 3 出席委員
丸田秋男委員長、小山しおり副委員長、中澤泰二郎委員、佐藤絵美委員、
渡辺龍子委員、藤波法英委員、吉田勇一委員、佐藤拓委員、大平勲委員、
西山丈基委員、田代正委員、島影正幸委員、弥久保茂委員、大橋清二委員
- 4 欠席委員
小林文香委員、小越智教委員、内田卓利委員、外山英一委員、
川村優子委員
- 5 出席者
三条市長 滝沢亮
福祉保健部長 佐藤和明
福祉課 課長 諸橋美香
福祉課 障がい支援係 係長 鈴木慎一 主事 櫻井理江 職員 平岡良亮
(オブザーバー)
子育て支援課長 平岡義規
学校教育課長 熊倉隆司
- 6 傍聴者 なし
- 7 報道機関 なし
- 8 会議概要
 - (1) 開会 (午後1時30分開会)
市長挨拶
 - (2) 議事
ア 「条例案のとりまとめ」について
資料「「三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまち
づくり条例」案に対する質問・意見等」に基づき、福祉課長が説明
丸田委員長： 委員の皆様から事前にいただいた意見とそれに対する市の対応に
ついて説明いただいた。今の説明に意見や質問等はあるか。
田代委員： 例えば、障がいがある人が条例を読んだ時に自分に何をしてくれ
るのか、あるいは、事業者の障がいがある人への対応はどうすれば
いいのか、こうした点については読み取りづらいつと感じた。付帯事
項を通して具体的な例の記載等があると当事者や支援者が行動す
るきっかけになるのではないかと感じた。
丸田委員長： 行政では条例で規定する範囲と、条例を踏まえて市民の方々と共
有し、推進していくためのガイドライン的などころを切り分けてい

るかと思う。改めて事務局から説明して欲しい。

福祉課長： 事務局としてもこの条文から市民や当事者の方々に内容を理解していただくことは難しいと考えている。そのため、条例を噛み砕いて分かりやすくしたリーフレットなどを用意し、周知啓発に努めていきいと考えている。

大橋委員： 第2条についての質問・意見については、事務局からの回答で納得した。第4条の市の責務に対する質問について、私が運営する団体に特化して連携して欲しいといった趣旨ではなく、福祉団体や個人で運営している当事者会や保護者会などどのように連携していくかというところを聞いたかったため質問したものである。また、第5条について、前回の検討会で、事業者は義務だから差別解消について取り組まなければならないが、事業所で働く人は市民の一部なので努力義務として認識され、差別解消に取り組む義務はないと認識されると困るため、全て義務でよいのではないかという話で進んでいたと認識していたが違っていたということか。

福祉課長： 第5条の市民及び事業者の役割については、条例による強制ではなく、市民の自発性により行われることを求めるという趣旨で努力義務にしてある。他方で、第7条の合理的配慮の提供というのは、障害者差別解消法の改正により義務化される事業者のみならず、市民に対しても義務としている。第5条と第7条についてはこのように整理をした経過があると認識している。

中澤委員： 大橋委員の指摘について、法律的な考え方は、仕事上従業員が合理的配慮をしなかった時は、その従業員は市民としてではなく事業者の一部となるため、事業者としての行動となる。

丸田委員長： 三条市のオリジナリティーは、第7条の合理的配慮の提供についてにおいて、市も市民も事業者も皆義務を有するところかと思う。第5条は役割に関する規定であるため、第5条と第7条それぞれの意味付けを理解いただければと思う。

福祉課長： あくまでも皆様の意見をこのような形でまとめさせていただいたものであり、再度議論が必要であればお願いしたいと考えている。

大橋委員： 先ほど田代委員からも話があったが、条例案の中の趣旨解説についても一般に公開されるのかを事務局に問合せた際、「公開される」という回答をもらった。この条文を市民が理解する上で趣旨解説は非常に大事になってくると思うため、是非公開してもらいたい。

丸田委員長： 趣旨解説の公開により、おそらく市民から様々な問合せがあるかと思う。それらに対する市の考え方については、市のホームページなどで公表していくものだと理解しているがいかがか。

福祉課長： ホームページはもちろん、問合せを反映したリーフレットのようなものも作成した上で、より分かりやすい形で周知啓発を行ってい

きたいと考えている。

小山副委員長： 会議録をホームページで公開しているということだが、現時点で市民からの問合せはあるのか。

福祉課長： 市議会議員から感想や進捗の確認、応援等をいただいているが、その他の市民から問合せはない。今後、パブリックコメントという形で市民の皆様に意見を伺う機会を設けるため、その中でいただけるのではないかと考えている。

丸田委員長： 他に発言が無いようなので、議事（１）については、本日、資料配布させていただいた「三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例（案）」を検討委員会の最終案として、市長に報告させていただくことでよろしいか。

（全員、異議なく了承）

丸田委員長： この後市長から発言をいただきたいと考えているが、その前に、各委員から、条例制定の検討を通じて感じたことや、これからの三条市らしいまちづくりに期待することなど、一言ずつお願いしたい。

中澤委員： この条例は、政令市である新潟市以外では県内初のものになり、市民からするとそういうことをしてくれるといいなと思っても声を挙げるができなかったところ、市が進めてくれたことが非常にありがたいと思っている。また、検討会の中で活発な議論が行われたことに、この条例に対する期待の大きさが伺えた。この条例は、幹の部分であり、ここに枝葉をどのように付け、どのような木にしていくのかはこれからだと思う。この点でいうと、先日ツナガルフォーラムを見に行き「障がいのある人もない人も関係なく共に」といった条例の趣旨に沿った取組が行われており素晴らしかった。あのような取組が市民に広がり、今後三条市が正しく条例の目指すところに進んでいけるとよいと思った。

佐藤絵美委員： 最初の時から私が考えているところはあまり変わっていない。20年前からほとんど三条市が変わっていなかったということが分かって本当にかっかりした。その中で、この条例の制定に当たり、それぞれの立場の話をすくい上げた中で、こういったものが出来上がることは素晴らしいことだと思っている。田代委員もおっしゃったように、分かりやすく伝えていくということが大切だと思う。私は、三条市のホームページを見たことがない。興味があれば調べようとしな。情報発信や周知啓発が市の一番弱いところだと考えている。周知方法の1つとして佐藤ひらりの音楽活動の中で発信していると思っているが、せっかく良いものを作っているのだから作って終わりにせず、市民に知っていただくための発信を徹底してもらいたい。

- 渡辺委員： 今、私は認定こども園の園長をしているが、小さな子供たちの人権についていろんなところで問いただされている中で、障がいを抱えた子どもを迎える場合もある。そのためこの条例をよく勉強し、現場で活かしていきたい。
- 藤波委員： 趣旨解説を読んで理解できたところもあり、公表されるということでその方が分かりやすいと思う。私も認定こども園を仰せつがっているが、課題がよりはっきりしてきたなと思っている。現在、120人の子どもを預かる中で5名の診断を受けている子どもたちがいる。その子たちが三条市の中で自分らしさを発揮しながら成長していくことを支える芯になるので、実際に実現されていけばいいなと思うし、私たちも子どもの成長をしっかり見守っていかなければならないと感じた。
- 吉田委員： 学校の教員は様々な市に異動になる。私自身、昨年初めて三条市の学校に異動になり、こういった検討会の場に参加させてもらい、障がいのある人やそれ以外についても難しい部分がある中で、対応いただけていることに大変感謝している。実際2月頃、第四中学校で具合が悪くなった生徒が車いすを利用しなければならないことがあったが、障がいのある子供用の車いす用のスロープをすぐに直していただき対応できたという事例があった。5月の検討会の際に、学校現場に対して厳しい意見をいただいたが、その意見をしっかりと受け止めながら、学校教育の中でそういった差別に対してしっかりと向き合っていくことが責務だと思っているし、校長としてもしっかりと取り組んでいきたい。
- 佐藤拓委員： この条例を作って終わりにしないで欲しい。仕事で、高齢者や障がいのある方、その家族と話をする中で、制度上の話をすることも多々ある。その中で、市役所に相談に行くと制度上駄目だと言われると、駄目だという認識を持ってしまう方が多い。市は駄目と言わないで欲しい。やってみましょうと受けて欲しい。駄目だと言われてしまうと相談した側はそういう頭になってしまう。実際に施設に入りたいと相談に言ったら駄目と言われたが、調べてみたらできたということが多々あった。合理的配慮とは違うかもしれないがそういった部分を自分も気を付けていきたいと考えるし、気を付けてもらいたい。また、周知啓発の部分も非常に大事だと思うため、広報さんじょう等で大きく取り上げてもらいたい。
- 大橋委員： 自分の息子が発達障がいということで様々な活動をしてきた。見えない障がいということで、本人も普段の生活では困らないが、一番困るのが市役所での手続きになる。今は新潟市のグループホームで生活しており、江南区役所によく行くが、区役所にはアテンドがいて、「今日はどんな御用ですか」と声を掛けて案内をしてくれるため、す

ごく分かりやすいと言っていた。まず、市役所の中から変えてもらえるとありがたいと思う。文章も難しい言い回しだとよく分からないため、分かりやすくなるよう工夫をしてもらえるとありがたい。

弥久保委員： 40年、障がいを持っている人に対しての仕事に従事している中で、外見上は障がいのある人に対する理解があるようになったとは言いますが、例えば、条例の趣旨解説に「車いすを利用している人が高いところにある商品を取ることができずにいる場合、その姿を見れば周囲の人は困っていることが認識できるように、明確な意思表示の有無で判断すべきではないと考えるもの」と記載がある。私の子どもの頃は、バスや電車等お年寄り等がいれば自然と席を譲っていたが、今はこのようなことも記載しないといけない時代になった。私たちの世代では何かしてあげようという価値観が「当たり前」や「常識」として、共通点があったが、今の社会はそれらがバラバラな気がしている。そういった意味でも、障がいを持つ方々からは積極的に外に出てもらいたいと思っているし、今後、市がどういう企画をしてくれるのか、また、その中でお手伝いできればと思う。

田代委員： 障がいのある人の悩み等、いろいろ伺うことがある。この条例ができることによって、きっとその方々も安心できる場所はあるのではないかと思う。民生委員の活動をする中で、市役所に行って手続をするのが怖いという話を時々聞くため、誰でも相談しやすい環境になるよう意識してもらいたい。

島影委員： これから条例について分かりやすい冊子みたいなものができてくるかと思うが、それを作って終わりではなく、定期的に周知してもらいたい。条例の12条の公表の部分の罰則に近い部分もある。この対象には自治会やサークル等も入ってくるかと思うが、一定の基準等を分かりやすく示してもらいたい。

西山委員： 自分たち協議会として、何ができるのかを具体的に考えると、そもそも何を望まれているかを深掘りしていかなければならないし、一度に多くのことはできないため、現実的なものを一つ一つ提供していくのがよいと思う。様々な公共交通があり、それぞれの立場に応じて対応が変わってくる部分もあるため、皆様から御意見をいただき、随時対応していきたい。

大平委員： 委員の意見が反映され、よい条例案ができたと思う。少し感じたところとお願いがある。第4条の市の責務について第2項で財政上の措置を講じることが明記されたことは素晴らしいことだが、「努めるものとする」というところで、第1項が義務なのに対し、第2項は弱気になってしまう。やる気はあるが予算がつかないというところを補完している条例案に見えてしまうため、そういったことがないよう頑張ってくださいたい。前回の検討会で、事後措置について新潟市は相

談がほとんどであるという話があったが、これから条例を進めていく中で一番重要なところは相談だと思っている。人に係ってくる部分であり、親身になって対応する、最後まで問題を解決しようとする熱い気持ちを持つ職員・相談員を、是非育ててもらいたい。また、第8条2項の「必要に応じて次に掲げる対応を採るものとする」の採るという漢字についてこれで正しいか確認していただければと思う。

丸田委員長： 権限を持って行政処分を行う場合は「採」を使用していたかと思うが、ここでいう「とる」は行政処分に係るところではないため、改めてどのような表記が適切か法務と確認して欲しい。

小山副委員長： 合理的配慮とは、助けて欲しいと困っている人がいたら助けましょうということかと思うが、合理的配慮と言ってしまうと難しくなってしまう歯がゆい。皆さんおっしゃるとおり、より分かりやすい形での周知啓発活動について期待したい。また、一人の親として、子供の頃にどんな人と関わってきたかは、その子の人生に大きな影響があると感じている。障がいのある子とない子で関わる機会が少ないと感じるため、小学校の道徳の授業など小さい頃からの教育活動の中でこの条例が活用できるようになるとよいと思う。

丸田委員長： 活発な議論をいただき、委員の皆様には感謝している。私にも責任があるため、引き続き、地域自立支援協議会の会長を引き受けることとなっているが、県の自立支援協議会の会長にもなっているため、県全体を見据えながら責任を果たしていきたいと思っている。今回、委員からいただいた意見の一つ一つを重く受け止め、市や県の自立支援協議会の場で広く伝えていきたい。それでは、最後に市長から発言をお願いしたい。

市長： これまでの皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げたい。多くの方からお話しいただいたとおり、ここからが本当のスタートだと考えている。ただ、我々も完璧ではないところもあるため、引き続き、皆様から叱咤激励をいただけるとありがたいし、私自身、先頭に立って周知啓発に取り組んでいきたいと考えている。皆様が当事者として、委員として声を上げてくださるだけでもありがたいが、条例という形になって、市民の皆様に広めていくことができることもこのまちのよいところだと考えており、今後とも是非協力いただきたい。

イ その他

福祉課長： 事務局から2点連絡させていただきたい。1点目は、今後のスケジュールについてである。条例案については、最終確認を行った上で、年明けに市議会の市民福祉常任委員協議会に説明した後、1月中旬に市民から意見をいただくパブリックコメントを実施する予定である。そこでいただいた意見を踏まえ、最終的な条例案をまとめ、3月の定

例市議会に提案したいと考えている。2点目は、第5回の会議についてである。会議は、3月24日（金）の午後1時30分から予定している。最終回は、当初、条例制定後の評価・検証の仕組みの検討としていたが、先ほども多くの委員から周知啓発に関する御意見を賜ったところであり、周知啓発を含め、条例の実行性を高めるための視点等について皆様から意見をいただき、リーフレット等の作成や周知啓発活動に反映していきたいと思う。あわせて、第19条に認証の制度を設けたが、どのような事業者を認証すべきか、その基準についても意見をいただければと思っている。事務局で意見をいただきたいポイントを整理し、後日案内したいと考えている。

福祉保健部長： 市長も話したとおり、これからがスタートになる。問題となっていることは、障がいのある人の能力が理解されず活かされないこと自体であると考えている。この条例をきっかけにそういった状態が変わっていくことを願っている。

(3) 閉会（午後2時40分閉会）